

「法解釈の基礎」

法学部に入学して最初に購入する本の一つに「六法」がありますね（『デイリー六法』、『ポケット六法』といった小型のものから、『模範六法』、『判例六法プロフェッショナル』といった大型のものまで、複数の出版社から多数出版されています）。高校時代、法学部といえば六法に載っている法律の条文を覚えなければならないというイメージをもっていた学生さんも少なくないかもしれません。たしかに「六法」には、多数の法律が収録されていますが、法学部での法律の学習は、条文の暗記などではありません（よく使う条文はおのずと頭に入ってくるでしょうが）。

もっとも、なぜ「六法」というのか、なぜ六法科目が法律学を中心であるのか考えたことはありますか（時事的に話題になる安保法とか、消費税法とかは法学部の科目ではほとんど扱われません。少なくとも主要科目ではありません）。1年の第1・2学期に配当される「法解釈の基礎 a」と「法解釈の基礎 b」では、法学部で提供される法律科目にはどのようなものがあるのか、法律というものがどのように体系的に組み立てられているかを学習していきます。

憲法、民法や刑法などはそれぞれ入門的科目が設けられています。そこで、「法解釈の基礎 a」と「法解釈の基礎 b」では、法律学の世界で共通して使用する基礎知識や思考方法を示しながら、法律学の考え方、法律は現実社会に適用されるとはどういう作業を必要とするかを紹介していきたいと思います。

一般的にいて、法律は要件と効果で成り立っています。要件を充足する事実があると、法律上の効果が発生します。例えば、刑法 199 条によると人が人を殺すと殺人罪が成立します。それでは、「AはBを殺した」とき、本当に「Aは刑法 199 条の殺人罪である」と即断してよいのでしょうか。「人を殺した者」という条文のなかには、隠れた要件があるのです。どんな要件があるのかどのような場合にそれは充足するのか。また、「AはBを殺すという殺人罪を犯した。Bの遺族はAに損害賠償請求できるか。」という問いは、刑法では片が付きません。何法の問題か？といったことからも紹介していきます。

さらに、判例は法律学の世界で重要な役割を果たします。裁判所の判決文の書かれ方などの紹介もしていきます。

総じて、各法律科目の論点を深くというのではなく、法律学の世界の共通する思考方法を学習することで、どの法律科目の学習にもスムーズに入っていけるような講義を目指したいと思います。